

## 「専用水道事務マニュアル」一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

前回改正（令和7年3月25日）以降の法令等の改正事項を反映させるもの。  
※本マニュアル自体を根拠とする基準・指導事項等の変更はなし。

### 2 主な改正内容

- (1) 「水道法施行規則」の一部改正に伴うもの
  - ・ 定期の健康診断の頻度をおおむね1年ごとに変更する。
  
- (2) 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日、健水発第1010001号）の一部改正に伴うもの
  - ・ 病原体検索の対象として、必要に応じて行うものに腸管出血性大腸菌(0157等)及びノロウイルスの追加
  - ・ 次の健康診断を行う前までは記録を破棄しない旨を追加。
  
- (3) その他所要の改正

### 3 その他

資料集についても併せて時点修正を行う。